

京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (専攻及び講座)                      第4条 工学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。                      社会基盤工学専攻 応用力学講座、地殻工学講座、構造工学講座、構造材料学講座、地盤・水工学講座                      都市社会工学専攻 都市基盤システム工学講座、都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、ライフライン工学講座、社会基盤マネジメント工学講座                      都市環境工学専攻 地殻環境工学講座、環境デザイン工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境情報学講座、ウォーターフロント環境工学講座、複合構造デザイン工学講座、環境システム工学講座、環境衛生学講座、ジオフロント環境工学講座、総合環境学講座、環境材料学講座、環境構成学講座                      建築学専攻 建築保全再生学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、建築環境計画学講座、建築設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座                      機械理工学専攻 機械システム創成学講座、生産システム工学講座、機械材料力学講座、流体理工学講座、物性工学講座、機械力学講座                      マイクロエンジニアリング専攻 構造材料強度学講座、ナノシステム創成工学講座、ナノサイエンス講座、マイクロシステム創成講座                      航空宇宙工学専攻 航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙システム工学講座                      原子核工学専攻 量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座                      材料工学専攻 材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、材料物性学講座、材料機能学講座                      電気工学専攻 複合システム論講座、電磁工学講座、電気エネルギー工学講座、電気システム論講座                      電子工学専攻 集積機能工学講座、電子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座                      材料化学専攻 機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講座                      物質エネルギー化学専攻 エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座                      分子工学専攻 分子設計学講座、分子物性工学講座、分子エネルギー工学講座、物性物理化学講座</p>	<p>(専攻及び講座)                      第4条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>分子工学専攻 <u>生体分子機能化学講座、分子理論化学講座、量子機能化学講座、応用反応化学講座</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>高分子化学専攻 先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座            合成・生物化学専攻 有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座            化学工学専攻 環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座</p> <p>2 } (略)            3 }            (専攻長)</p> <p>第5条 (略)            (附属教育研究施設)</p> <p>第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。  <u>イオン工学実験施設</u>            流域圏総合環境質研究センター            量子理工学研究実験センター            桂インテックセンター            情報センター            環境安全衛生センター</p> <p>2 附属の教育研究施設に長を置き、工学研究科の専任の教授をもって充てる。            3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。            4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。            (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>2 }            3 }            (専攻長)</p> <p>第5条 (同 左)            (附属教育研究施設)</p> <p>第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。  <u>光・電子理工学教育研究センター</u>            流域圏総合環境質研究センター            量子理工学研究実験センター            桂インテックセンター            情報センター            環境安全衛生センター</p> <p>2 }            3 }            4 }            (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則            この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>